

有効期間満了日 令和9年3月31日

熊生環第10号

令和3年1月8日

被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者及び認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者からの事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請への対応について（通達）

見出しのことについては、この度、別添警察庁通達「被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者及び認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者からの事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請への対応について（通達）」（令和2年12月22日付け警察庁丁保発第209号）が発出されたことから、同通達に基づき実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施をもって、次の通達は廃止する。

- 「鳥獣被害対策実施隊の隊員からの事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請への対応について（通達）」（令和2年4月7日付け熊生環第340号）
- 「認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者からの事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請への対応について（通達）」（令和2年4月7日付け熊生環第341号）

※ 警察庁通達「被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者及び認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者からの事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請への対応について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。